

治療薬マニュアル WEB 法人サービス利用規約

第1条(本規約の適用)

1. 治療薬マニュアル WEB 法人サービス利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社医学書院(以下「医学書院」といいます)がインターネット上で提供する治療薬マニュアルWEB(以下「本サービス」といいます)の法人利用に係わるすべての事項に適用されます。
2. 本サービスの内容及び本規約の内容の一部または全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

第2条(定義)

1. 「契約法人」とは、医学書院との間で利用契約(第4条1項に定義されます)が成立した法人(組織)をいいます。
2. 「利用者」とは、契約法人に所属する職員・従業員、及び学生などその構成員で、本サービスを利用する者をいいます。
3. 「契約コンテンツ」とは、本サービスを通じて利用者に提供されるコンテンツをいいます。
4. 「コンテンツデータ」とは、本サービスを通じて利用者に提供されるデータをいいます。なお、コンテンツデータの内容は、該当書籍の内容と完全に一致するものではありません。
5. 「リモートアクセス特約」とは、利用契約においてリモートアクセスに関して定める特約をいいます。

第3条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、医学書院が契約法人に対し、本規約において定める諸事項を契約法人が遵守することを条件として、コンテンツデータの閲覧サービスをインターネット経由で提供するものです。
2. コンテンツデータは医学書院が保有・管理しているものであり、利用者はコンテンツデータのデータベースにアクセスすることにより閲覧サービスを受けることができます。

第4条(利用手続)

1. 本サービスの提供を受けようとする法人(組織)は、本規約の内容に同意した上で、所定の利用申込書を提出して本サービスの利用を申込むものとし、医学書院が本サービスの利用を承認したときに、本サービスの利用契約が成立したものとします。
2. 契約法人は、医学書院に提出した前項の利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
3. 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
4. 医学書院は、契約法人が提出した利用申込書の記載内容について疑義ある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約法人に求めることができるものと、契約法人はこれに応じなければならないものとします。
5. 契約法人は、本サービスを利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等インターネットに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
6. 本サービスの契約期間は、1年単位とし、具体的な契約内容は契約法人向けに別途発行するライセンス証書に記載します。
7. 契約法人は、利用期間の終了後、本サービスの全てが受けられなくなります。ただし、契約期間終了前までに、所定の手続きにより契約更新を申し出た場合は、新たに契約期間を1年延長し、契約法人向けに新たな契約内容でライセンス証書を発行します。

第5条(利用許諾)

1. 医学書院は契約法人に対し、契約法人が管理するコンピュータネットワークにおいて、利用者が本サービスを利用することを許諾するものとします。
2. 前項のネットワーク及び利用者は、医学書院に届け出たIPアドレス、または医学書院が発行する認証用IDによって識別されます。
3. 前項によって付与された認証用ID、パスワードは、その契約期間が終了した時点で自動的に失効します。
4. 契約法人は、利用者に本サービスを利用させるにあたって、本規約を遵守させる責任を持つものとします。
5. 利用者は、本サービスおよびコンテンツデータを第三者に公開したり、使用させたりすることはできません。
6. 本サービスの利用場所は、契約法人の施設内に限られます。ただし、別途所定の手続によりリモートアクセス特約を締結したときは、利用者は契約法人の施設外から本サービスを利用することができます。

第6条(ID・パスワードの発行と管理)

1. 医学書院は契約法人に対し、契約法人固有の管理用IDとパスワード、及び必要に応じ認証用IDとパスワードを発行します。
2. 契約法人は、管理用及び認証用IDとパスワードの管理および使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用された場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

第7条(利用料)

1. 契約法人は、本サービスの利用料として、別途医学書院が定める料金(消費税相当額を含む)を、前納・一括払いでお支払いいただきます。
2. 第14条1項の場合を除き、契約期間内に途中解約した場合であっても、支払済の利用料の全部または一部の払い戻しは一切致しません。

第8条(著作権等の権利の帰属)

1. 本サービスで提供されるコンテンツデータの著作権は、医学書院、あるいは個々の著作権者が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
2. 本サービスの利用によって、契約法人あるいは利用者に、閲覧したコンテンツデータの所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

第9条(複製等)

1. 利用者は、コンテンツデータをプリントアウトして使用することができます。
2. 利用者は、コンテンツデータ及び前項のプリントアウト、あるいはその複製物を、契約法人の施設外の第三者に対し、開示、譲渡、貸与、上映、公衆送信等することはできません。ただ

し、当該コンテンツデータをプリントアウトしたもの及びその紙媒体の複製物は、医学書院が管理委託している複写管理団体から別途許諾を得た場合に限り、複写あるいは第三者に譲渡、ファクシミリ送信することができます。

第10条(免責事項)

1. 医学書院は、本サービスの内容、および契約法人が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 医学書院は、本サービスの提供、遅延、変更、中止または本サービスにより得た情報、その他本サービスに関連して契約法人または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。
3. 医学書院は、利用者が本サービスを日本国内で使用している場合に限り、本サービスに関するサポートを行います。

第11条(禁止事項)

契約法人及び利用者は、本サービスの利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。万一次の各行為が行われた場合、医学書院は、本規定第14条第1項にかかわらず、本サービスの提供中止等の措置をとることがあります。

- 1) 著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2) 本サービスのデータ・プログラム等を複製、保持、改ざん、消去する行為
- 3) 管理用及び認証用ID、パスワードを第三者に使用させる行為
- 4) 契約法人が管理しないIPアドレスを申請する行為
- 5) OpenProxy 経由などにより、契約法人の施設外から不正アクセスできるようにする行為
- 6) リモートアクセス特約により利用許可を受けた利用者以外が、契約法人の施設外から利用する行為
- 7) コンテンツデータを故意に電子的に保存・保持する行為
- 8) 有害なプログラム等をシステム内に侵入させる行為
- 9) 本サービスの他の利用者または第三者に害を与える行為
- 10) 本サービスに基づく一切の権利(本サービス及びコンテンツデータを含むがこれらに限られない)を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為
- 11) 本サービス及びコンテンツデータを第三者に提供あるいは利用させる行為
- 12) 本サービスの運営を妨げる行為またはそれらのおそれのある行為
- 13) 本サービスが提供する操作方法以外で利用する行為
- 14) 医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 15) 上記各号のほか、法令、本規約または公序良俗に反する行為

第12条(一時的な中断)

以下のいずれかの事由が生じた場合、医学書院は契約法人及び利用者に事前通知することなく、一時的に本サービスを中断することができます。なお、一時的な中断により本サービスの利用ができなかったとしても、契約法人に対し利用料の払い戻しは一切致しません。

- 1) 本サービス用設備等の保守を定期または緊急に行う場合
- 2) 火災や停電、その他やむを得ない事由により本サービスが提供できなくなった場合
- 3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスが提供できなくなった場合
- 4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスが提供できなくなった場合
- 5) その他、運用上または技術上、医学書院が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第13条(解除)

契約法人または利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、本規定第14条第1項にかかわらず、医学書院は直ちに利用契約を解除し、本サービスを中止することができます。なお、その場合、契約法人に対し利用料の払い戻しは一切致しません。また、医学書院は必要に応じて契約法人に対して立ち入り調査を行う権利を有するものとします。

- 1) 利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 2) 利用料の支払を遅延し、または支払を拒否した場合
- 3) 本規約のいずれかに違反した場合
- 4) 医学書院の業務の遂行上または技術上支障をきたす行為があった場合
- 5) その他、医学書院が不適当と判断した場合

第14条(本サービスの終了)

1. 医学書院は、30日前までに契約法人に通知することで、本サービスを中止し、すべての契約法人及びその利用者に対するサービスを終了できるものとします。この場合、医学書院は契約法人に対し、利用期間の残存期間に相当する利用料を返還するものとします。
2. 契約法人が契約期間中に本サービスの利用を中止し利用契約を解除する場合は、10日前までに医学書院に通知するものとします。

第15条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条(管轄裁判所)

本サービスの利用に関する紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第17条(問題解決)

本サービスの利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議し解決を図るものとします。

附則

- 第1条 本利用規約は、2012年3月15日より実施する。